

改革が、今後可能になることが期待される。

F. 健康危険情報
なし

G. 研究発表
1. 論文発表
金子能宏(2005)「少子高齢化社会の
社会保障財政」『ジュリスト』200
5.1.1-15号(No. 1282)
2. 学会発表
なし

H. 知的所有権の取得状況
1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

厚生労働科学研究費政策科学推進研究事業
我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究
分担研究報告書

「所得再分配調査」の再集計スクリプトの作成
研究協力者 氏名 山本克也 所属 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成を行った。昭和 62 年、平成 2、5、8、11、14 年の 6 期間にわたってのデータ解析を行うためには、データセットの時間的な整合性を保持することが必要である。単独（男）世帯を表すコードが時系列に順に 2、2、2、2、2、1 となっている場合、これは 2 として再定義ファイルを作成するというようにして、データの連続性確保が可能となる。

A 研究目的

本研究の目的は、「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成可能性を探ることである。

B 研究方法

データセットの時間的な整合性を確認するため、個票データをメモリーに取り込むのではなく、ハードディスク上でストリーミング処理を行う awk を利用してスクリプトを作成した。

（倫理面への配慮）

マイクロデータを使用の際には、個人や団体が特定されないように十分留意するとともに、個人情報の流出のないように細心の注意を払う。

C 研究結果

「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成可能性は十分に存在することがわかった。

D 考察

単独（男）世帯を表すコードが時系列に順に 2、2、2、2、2、1 となっている場合、これは 2 として再定義ファイルを作成するというようにして、データの連続性確保が可能となる。

E 結論

「所得再分配調査」の再集計を時系列で行うための基本的なスクリプトの作成を行った。昭和 62 年、平成 2、5、8、11、14 年の 6 期間にわたってのデータ解析を行うためには、データセットの時間的な整合性を保持することが必要であるが、それは十分可能なことが判明した。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

平成17年度(概要)

（分担）研究報告書

我が国の所得格差と所得再分配効果に関する分析：バブル期から現在までのデータから
（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者

小島 克久（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨：高度経済成長により国民の生活水準が向上した1960年代後半頃から、我が国は所得格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。しかし近年、我が国の所得格差は拡大傾向にある。その一方で、税や社会保障による所得再分配効果は大きくなる傾向にある。そこで、1980年代後半のバブル期、その後の「失われた10年」と呼ばれる経済不況の間にこうした所得再分配効果はどのように機能し続けてきたのであろうか。そこで、本研究では、まず、男女、年齢、世帯構造別に所得格差の状況を概観し、その後、所得再分配機能がどのような人々の間で機能しているかについて検証した。その結果、高齢者の所得格差が大きく、現役世代の所得格差も拡大しつつある一方で、所得再分配効果を享受しているのは、依然として高齢者が中心であることを明らかにした。

A. 研究目的

高度経済成長により国民の生活水準が向上した1960年代後半頃から、我が国は所得格差が小さい「平等社会」であると考えられてきた。しかし我が国の所得格差は拡大傾向にある。その一方で、税や社会保障による所得再分配効果は大きくなる傾向にある。このように、我が国は所得格差が拡大する中、所得再分配も機能している社会であると言えることが出来る。

しかしながら、国民的な所得格差拡大感がある中、どういった人々が所得再分配の恩恵を受けているのであろうか。これまでも所得再分配機能に関する研究は多く行われてきたが、今回は、1980年代後半のバブル期、その後の「失われた10年」と呼ばれる経済不況の間にこうした所得再分配効果はどのように機能し続けてきたのであろうかという問題意識の下、本研究では、まず、男女、年齢、世帯構造別に所得格差の状況を概観し、その後、所得再分配機能がどのような人々の間で機能しているかについて検証した。

B. 研究方法

本研究では、厚生労働省「所得再分配調査」の個票データの利用申請を行ない、その承認の下で行われた再集計結果を引用・活用して、ジニ係数を算出し、所得格差や所得再分配効果の分析を行った。

（倫理上への配慮）

本研究は、今回の厚生労働科学研究

において国立社会保障・人口問題研究所が承認統計調査票使用承認申請を行い、その承認を得た範囲で行った上記個票データの再集計結果を元にしている。データの取り扱いにおいては、細心の注意を払ったので、データの流出、毀損等の個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

分析結果は以下のようなになる。

① 我が国のジニ係数を男女・年齢別で見ると、当初所得ベースでは男女とも高齢期で著しく高くなる。時系列で見ると、ジニ係数が安定している年齢階級とそうでない年齢階級が明確に分かれており、男性では、30～49歳と65歳以上で、女性では30～44歳と60歳以上でジニ係数が上昇している。可処分所得ベースではジニ係数の年齢間の格差は当初所得ほどではないが、高齢者のジニ係数はやはり高い。時系列で見ても、男性の30～49歳、女性の15～24歳、30～44歳の他、55歳以上で上昇傾向にある。

② 世帯構造別に見ると、当初所得ベースでは、高齢者の単独世帯、夫婦のみ世帯で高く、三世帯世帯で低くなっている。現役世代では、35～64歳の女性の単独世帯と夫婦のみの世帯、15～34歳の女性の片親と子どもから成る世帯でジニ係数が高い。可処分所得ベースのジニ係数は、男女・年齢別の場合と同様に、当初所得に比べて世帯間の格差は小さくなっている。1987年以降の時系列で見た場合、女性については

比較的安定定的な傾向が見られ。③所得分配効果係数、男の係数は高く、女の係数は低い。所得分配係数、男の係数は高く、女の係数は低い。所得分配係数、男の係数は高く、女の係数は低い。所得分配係数、男の係数は高く、女の係数は低い。

D. 考察

我が国は、所得格差が拡大傾向にある。一方、税や社会保険状態にあるが、男女の所得格差が拡大傾向にある。一方、税や社会保険状態にあるが、男女の所得格差が拡大傾向にある。一方、税や社会保険状態にあるが、男女の所得格差が拡大傾向にある。

また、30～40歳代の所得格差の拡大であるが、終身雇用や年功序列賃金といった日本的な雇用・賃金体系からの変化、就業形態の多様化、1990年代以降の日本社会で、特に社会保障の出し手としての役割を果たしてきた。そのため、ジニ係数の拡大効果は小さく、所得格差の拡大感が強くなる。近年、家族形態が多様化により、ひとり親世帯が増加している。特に女性世帯は増加しているが、各種母子世帯を対象とした施策の効果により、高齢者ほどではないが一定の所得再分配機能を受けている。

E. 結論

このように、所得格差が拡大する中、

我が国では高年齢者、母子世帯の順に、社会保障が重要である。我が国では高年齢者、母子世帯の順に、社会保障が重要である。我が国では高年齢者、母子世帯の順に、社会保障が重要である。我が国では高年齢者、母子世帯の順に、社会保障が重要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

「所得再分配調査」を用いたベーシック・インカムの検討

（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者 山本克也（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨

元々ベーシック・インカム(Basic Income: BI)は個人ベースで考えられているので、個人票の方が議論しやすい。個人別だと十分割の当初所得のジニ係数は0.7255である。これはかなり不平等度が高い。後述されるがサンプル内に子供と老人が多数いるからであろう。要するに所得がない者、あるいは少ない者が多数有り、有業者のうちの所得・資産が高い者の効果が高く出ている。その証拠に、BIを給付するとジニ係数は急速に低下し0.3486となっている。改善度も52.0%である。これに対して再分配所得や社会保障による再分配所得は0.6397（改善度11.8%）と0.6486（改善度10.6%）である。

A 研究目的

本研究の目的は、「所得再分配調査」再集計によるデータからベーシック・インカムの実効化可能性を探ることである。

B 研究方法

基本的に小沢(2002)の方法を踏襲した。BIを支給するために、社会保険や税で給付される部分の現金給付は行わない（公的年金や公的扶助等がこれにあたる）。また、所得控除等もやめてしまう（なくなる控除は給与所得控除、基礎控除。しかし、所得再分配調査には控除項目がない）。比較のために当初所得との関連で説明しておこう。当初所得とは、簡単にいえば社会保障給付・拠出と税金を関係なくした所得のことである

C 研究結果

今年度は研究会での議論を踏まえて、「所得再分配調査」を用いたベーシック・インカムの検討としてとりまとめた。

D 考察

世帯票に対して施したBIと表1と比較である。当初所得のジニ係数が0.4938に対してBI後の収入のジニ係数は0.3501であるから、BIを導入したほうが再分配効果は高まる。これは、再分配所得の0.3812よりも低い結果となる。もちろん、社会保障による再分配所得の0.3917よりも再分配効果が高いことになる。ジニ係数の改善度もBIは29.7%であり、再分配所得の23.5%や社会保障による再分配所得の21.4%よりもBIが優る結果となっている。

E 結論

現状の税控除や社会保障の現金給付に不満はあっても、それがすべてなくなるということになれば反対に回る者がでてくる。しかし、筆者の試算では約83%の者がBIを導入した方が当初所得よりも所得が上がることになる。そして、とくに低所得者層にその効果が高い。もちろん、所得の低い者はそれならばいっそのこと働かずにいよ

うかと考えるかも知れないが。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

再分配所得からみた所得水準の比較

（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者 有田富美子（東洋英和女学院大学）
主任研究者 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）

研究要旨

従来の研究では、世帯単位で所得を検討することが多かったが、本論文では、「所得再分配調査」の再集計により、世帯収入を個人に割り振って、個人単位で再分配所得から所得水準の比較を試みる。また、所得の集計を、家計調査等で算出される可処分所得ではなく、年金・医療費・介護費などの受給金を含めた値で分析を進めることにより、社会保障の給付と負担の影響を見る。等価可処分所得により各世代の個人別所得を見ると、1999年では50-54歳と55-59歳が、400万円弱の所得を得ていたが、2002年では、50-54歳は、同程度の所得を保ったものの、55-59歳の所得の落ち込みが見られる。就業環境がますます厳しく、所得の多い階層が、定年を待たずに退職を余儀なくされ再就職が厳しいことが示唆されている。

A 研究目的

従来の研究では、世帯単位で所得を検討することが多かったが、本論文では、「所得再分配調査」の再集計により、世帯収入を個人に割り振って、個人単位で再分配所得から所得水準の比較を試みる。また、所得の集計を、家計調査等で算出される可処分所得ではなく、年金・医療費・介護費などの受給金を含めた値で分析を進めることにより、社会保障の給付と負担の影響を、高齢者と低所得者に視点をおいて分析する。

B 研究方法

年金・医療費・介護費などの受給金を含めた値で分析を進めることにより、社会保障の給付と負担の影響を見るため、「所得再分配調査」を用いて、世帯所得額＝所得情報

＋受給金品、世帯負担額＝税金＋社会保険料＋その他の拠出金、可処分所得＝世帯所得額－世帯負担額、受給金品を除く可処分所得＝可処分所得－受給金品＝所得情報－世帯負担額、当初所得額＝世帯所得額－受給金品などを、世帯主の年齢階層別、個人の年齢階層別などの区分により再集計した。

C 研究結果

世帯主の世帯単位の可処分所得を年齢階層別に再集計すると、60歳定年以降、年金を主にした受給金品が、可処分所得のうちで占める割合が多くなり、高齢になれば、その割合が増える。60-64歳では、年金受給に伴って受給金品が増えるが、就業中の人は、拠出金も多く、かなりの額が相殺されている。

次に、等価可処分所得により、各世代の個人別所得を見ると、1999年では50-54歳と55-59歳が、400万円弱の所得を得ていたが、2002年では、50-54歳は、同程度の所得を保ったものの、55-59歳の所得の落ち込みが見られる。

同一コーホートに着目した再集計によれば、27歳までの階層は、親の収入増加に伴って所得が伸び、28-32歳の階層は結婚して独立したこと、親の所得が減ったことから、50万円近く所得が落ちている。33歳から57歳までの階層は、所得が少しずつ伸びている。しかし、58-68歳の階層では、1999年から2000年の3年間で平均50万円近く所得が減少した。年金を受け取り始めている世代ではあるが、十分ではなく、かといって、早期退職後を迫られ再就職をしたもののいい条件には恵まれないことが示唆されている。

D 考察・結論

等価可処分所得により、各世代の個人別所得を見ると、55-59歳の所得の落ち込みが見られ、就業環境がますます厳しく、所得の多い階層が、定年を待たずに退職を余儀なくされ再就職が厳しいことが示唆されている。同一コーホートに着目した再集計によれば、年金を受け取り始めている世代ではあるが、十分ではなく、かといって、早期退職後を迫られ再就職をしたもののいい条件には恵まれないことが示唆されている。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

- | | |
|---------|----|
| 1. 論文発表 | なし |
| 2. 学会発表 | なし |

H 知的所有権の出願・登録状況

- | | |
|-----------|----|
| 1. 特許取得 | なし |
| 2. 実用新案登録 | なし |
| 3. その他 | なし |

所得再分配と貧困・結婚

（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者 小川 浩（神奈川大学）

研究要旨 1980年代から低下してきていた生活保護被保護世帯割合は1990年代半ばに再上昇に転じている。地域ごとに上昇の度合いは異なるものの、この状況は全国的な者である。被保護世帯割合の上昇は(1)貧困世帯が増えている、(2)生活保護の捕捉割合が上昇した、いずれの原因でも生じるが、生活保護基準を貧困線所得として計算した結果では生活保護の捕捉割合の上昇は認められず、実際にこの時期に我が国で貧困世帯が増加していると考えられる。

さらに、所得再分配による貧困世帯の変動を当初所得と再分配後所得で貧困者世帯割合 H と貧困ギャップ比率 Q を計算することによって確認した。結果としては我が国の所得再分配は景気後退期においても高齢者の所得格差縮小には役立つが、現役世代の所得格差はむしろ拡大させる効果があることを示した。さらに再分配の結果親と同居している未婚の子が有利になり、晩婚化・非婚化が促進されている可能性を示し、少子化対策という観点から再分配政策に必要であることを示した。

A 研究目的

本研究の目的は、所得再分配調査の個票データから我が国の所得再分配メカニズムが貧困に与える影響を探ることである。

B 研究方法

基本的に小川（2000）の方法を用いて貧困線所得を求めた。当初所得としては、勤労収入＋非勤労収入－生活保護基準での収入控除を用い、再分配後所得としては当初所得－税－社会保険料＋社会保障給付を用いている。

C 研究結果

本報告書として結果をまとめた。

D 考察

バブル崩壊後の不況下では、我が国の所得再分配は引退者に優しく現役世代に厳しく、さらに現役世代の中でも若年者に厳しいことが明らかになった。少子化の一つの原因である非婚化・晩婚化が未婚女性の親と夫候補の男性の所得格差にあるとする「乗り換えモデル」からは、所得再分配には少子化対策と整合的であることが求められる。

E 結論

1. 1990年代後半に観察された被保護世帯割合の上昇は主として貧困世帯割合上昇によるものであり、世帯捕捉割合が上昇したわけではない。
2. 1990年代に貧困世帯割合が上昇したのは、主として現役世代である。この間、60歳以上の世代についてはむしろ再分配により貧困世帯割合は低下している。

3. 貧困の深さを表す貧困ギャップ比率 Q も現役世代で1990年代後半から上昇が見られる。一方、60歳以上の世代については、 Q も低下しており不況下での我が国における再分配は現役世代に不利、引退者に有利に働いている。
4. 「乗り換えモデル」による初婚行動の説明で重要な親と同居している娘の生活水準と結婚後の生活水準を生活保護基準から求めた世帯貧困線所得と世帯所得の比で計算してみると、確かにバブル崩壊後の若年者の就業難・非正規労働化によって親と同居している方が有利な年齢の上限は上昇しているものの、所得再分配によって生じた上昇の方が大きい。このことは、不況下での我が国の再分配は、同じ現役世代のなかでも若年者に不利、相対的に年齢が上の世代に有利となっていることを示している。所得再分配に少子化対策という観点が必要である。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

女性の働き方と所得格差

（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者 森田陽子（名古屋市立大学経済学部）

研究要旨

平成 5、8、11、14 年の「所得再分配調査」を基に、世帯構造別の所得の状況を把握する。次に、結婚に伴う離職がその後の所得格差にどのような影響を与え、その所得リスクがどのようなものかを検討する。ここでは、未婚者と離別者といった婚姻の地位別の所得の状況を考察する。未婚者は何らかの形で就業を継続している者が多く、離別者は結婚や出産などによって、就業を中断している可能性が高い者と仮定し、離婚による所得低下のリスクを考える。また、離婚と所得の関係は因果関係が明らかではない。離婚によって所得が低下するのか、あるいは所得が高い者が離婚を選択する傾向があるのか、両方の関係が考えられる。ここではこの点についても考察を加える。

A 研究目的

本研究の目的は、世帯構造別の所得の状況を女性の就業状況を視点に把握することにより、結婚に伴う離職がその後の所得格差にどのような影響を与え、その所得リスクがどのようなものかを検討するとともに、離婚によって所得が低下するのか、あるいは所得が高い者が離婚を選択する傾向があるのかについて、考察することである。

B 研究方法

「所得再分配調査」の平成 5、8、11、14 年調査の再集計により、女性の働き方が多様化した結果、母子世帯か単独世帯か、あるいは夫婦共働きの世帯かどうかといった世帯構造の違いによって、どのような所得格差が発生しているのかを調べる。また、未婚者と離別者といった婚姻の地位別の所得の状況を調べる。

C 研究結果

世帯構造別の平均当初所得を見ると、平均当初所得の水準は、母子世帯が一番低く、これは 4 時点全てで変化がない。また、母子世帯では所得の分散が小さく、他の世帯構造と比べて低い水準で狭い範囲でかたまっているという特徴がある。母子世帯に次いで、所得水準が低いのが単独(女)世帯である。夫婦のみの世帯をみると、有業人員 1 名以下と 2 名以上との間で 98 年、01 年と平均値の格差が拡大している。仮にこれが共働きの影響であるとする、女性が就業を継続するかどうかで家計の所得に大きな格差がでており、それが拡大しているということになる。

母子世帯の離別者、単独(女)世帯の離別者、単独(男)世帯の離別者は、単独(女)世帯の未婚者、単独(男)世帯の未婚者の平均当初所得と比較すると、非常に低い水準に位置し、また、分布がより所得の低い層に偏っている。

ることがわかる。

D 考察

女性の働き方と所得格差との関係をみてきた。ここでの考察からいえることは、女性の働き方とそれに伴う生き方は所得水準に大きな影響を与えているということである。母子世帯の場合、未婚で単独女性世帯の場合、あるいは夫婦で共働きの場合、あるいは子どもがいる場合と経済状況は様々に変化する。

E 結論

以上の分析から、女性のライフスタイルと働き方が多様になった反面、離婚やそれにとまなう所得減少のリスクは大きいということが理解される。母子世帯の場合、子どもの存在を考慮すると単独(女)世帯よりも経済状況は厳しいものとなっていると思われる。このようなリスクを考えると、児童扶養手当などの経済支援も重要であるが、リスク回避の手段としては、結婚などの際に就業を中断しないということも重要であり、そのための支援の強化が必要である。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

子どものいる世帯の所得格差と母親の就業

（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者 水落正明（お社の水女子大学 COE「ジェンダー研究のフロンティア」）

研究要旨

所得格差に関する実証分析は多いが、子どものいる世帯に焦点をあてた分析は必ずしも多くない。子どもの welfare を考える上で、このような分析は充実していくべきである。この研究では、「所得再分配調査」昭和 62 年、平成 2,5,8,11,14 年の再集計に基づいて、子どものいる世帯に限定して、母親の就業形態別（専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業）の当初所得と再分配所得それぞれの所得格差をジニ係数と平均対数偏差（MLD）で計るとともに、カーネル密度推定を用いて所得分布の変化を計測する。その結果、ジニ係数と MLD の推計によれば、1995 年以降、母親のフルタイム就業世帯の所得格差が拡大し、2001 年でも他の二つの就業状況よりも格差が大きくなっていることが示された。

A 研究目的

子どもの welfare を考える上で、子どものいる世帯に焦点をあてた所得格差に関する実証分析は重要である。したがって、この研究では、「所得再分配調査」の再集計に基づいて、子どものいる世帯に限定して、母親の就業形態別（専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業）の当初所得と再分配所得の所得格差を計るとともに、所得分布の変化を計測することを目的とする。

B 研究方法

「所得再分配調査」昭和 62 年、平成 2,5,8,11,14 年の再集計に基づいて、子どものいる世帯に限定して、母親の就業形態別（専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業）の当初所得と再分配所得それぞれの所得格差をジニ係数と平均対数偏差（MLD）で計るとともに、カーネル密度推定を用いて所得分布の変化を計測する。

C 研究結果

カーネル密度推定した所得分布の異時点間の様子を 1986 年、1995 年、2001 年についてカーネル密度推定して比較すると、どの母親の就業形態（専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業）でも、モードでの密度関数の高さが低くなっており、一定の所得への集中度が弱まっている。ただし、専業主婦世帯とパートタイム世帯では 1986 年から 95 年にかけてモードでの所得は上昇したが、1995 年から 2001 年にかけて低下している。

母親の就業形態別にみた所得格差については、ジニ係数と MLD の推計によれば、1995 年以降、母親のフルタイム就業世帯の所得格差が拡大し、2001 年でも他の二つの就業状況よりも格差が大きくなっていることが示された。

D 考察

所得分布の推移をカーネル密度推定で調べた結果から、母親の就業形態の別により、世帯の所得分布及びその変化の仕方が異なっていることがわかった。

MLD による要因分解によれば、1986 年から 1995 年の所得格差拡大は、母親の就業形態別にみたグループ内格差が引き起こしており、グループ間格差と就業形態の構成比の変化は、むしろ格差を縮小する方向に働いていた。しかし、1995 年から 2001 年にかけては、グループ間格差が格差拡大の要因に転じており、格差拡大に対してグループ内格差と同程度の寄与をするようになったと考えられる。

3. その他 なし

E 結論

子どものいる世帯の所得格差は、当初所得、再分配所得の双方で拡大している。母親の就業形態別（専業主婦、パートタイム就業、フルタイム就業）にみた場合、1995 年以降、フルタイム世帯で所得格差が大きくなっている。MLD を用いた要因分解によれば、子どものいる世帯の近年の所得格差拡大は、就業形態別にみたグループ間格差の影響力が大きくなっていると考えられる。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし

先進諸国の年金改革の方向性と年金制度の再分配機能

主任研究者 金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所）
分担研究者 宮里尚三（日本大学経済学部）

研究要旨

先進諸国の公的年金にとって、高齢化による将来の給付の増加に対して、持続可能な制度とするための改革を行うことは重要な課題である。ただし、持続可能な年金財政を実現するための負担と給付の在り方については、今日どの国においても、世代ごとの負担と給付の関係が過度に相違しないようにする世代間の公平性と、同一世代内の所得格差の是正を図る世代内の公平性が配慮されている。したがって、先進諸国における給付と負担の在り方をめぐる年金改革の動向、経済成長との関係、所得再分配機能について分析する。

日本については、年金制度の再分配効果を見るために、「所得再分配調査」（平成8年度・11年度・14年度）の再集計結果を利用して、雇用者所得のジニ係数と公的年金給付のジニ係数を推計した。（なお、年金受給者については、65歳で年金を受給していると想定している。）雇用者所得と公的年金給付のジニ係数の比較においても、表1（日本）にある通り、雇用者所得のジニ係数は公的年金給付のジニ係数よりも高い値となっており、公的年金給付による所得の再分配効果が認められるという結果が得られた。

A 研究目的

持続可能な年金財政を実現するための負担と給付の在り方については、今日どの国においても、世代ごとの負担と給付の関係が過度に相違しないようにする世代間の公平性と、同一世代内の所得格差の是正を図る世代内の公平性が配慮されている。したがって、先進諸国における給付と負担の在り方をめぐる年金改革の動向、経済成長との関係、所得再分配機能について分析する。

B 研究方法

先進諸国の年金制度改革の動向を文献研究とOECDによる年金制度の機能の類型化に基づいて、整理する。年金制度の負担と給付の望ましい関係は、世代間の公平性と給付規模が経済成長に及ぼす影響をともに勘案する必要がある。年金の給付規模が経済成長に及ぼす影響については、OECD

先進諸国各国の給付規模と経済成長率の時系列データを合わせてプールされたクロスセクション・データを作り、これを利用して固定効果モデルを用いた実証分析を行う。

公的年金制度の再分配機能については、「所得再分配調査」の再集計に基づいて、雇用者所得のジニ係数と公的年金給付のジニ係数を推計し、比較を行う。

C 研究結果

年金給付の対前年変化率を説明変数とし、実質GDPの成長率（対前年変化率）を被説明変数とする固定効果モデルの推定結果（推定期間は1990年から2001年まで）によれば、年金給付上昇率の係数は小さいもののマイナスの符号を示しているが、1期前の年金給付上昇率の係数がプラスである。ことは、年金給付の伸び率が高いほど実質GDPの成長率は鈍くなる傾向があるものの、その影響が持続して経済成長率がマイ

ナスになるほど大きいものではないことを示唆している。

公的年金給付の再分配機能については、雇用者所得と公的年金給付のジニ係数の比較から、雇用者所得のジニ係数は公的年金給付のジニ係数よりも高い値となっており、公的年金給付による所得の再分配効果が認められるという結果が得られた。なお、女性の公的年金給付のジニ係数は平成 11 年に一旦上がるが、平成 14 年には低下傾向にあった。

D 考察

年金給付の対前年変化率と実質 GDP 成長率との関係については、年金給付上昇率の係数が小さいもののマイナスの符号であり、1 期前の年金給付上昇率の係数がプラスであることは、年金給付の伸び率が高いほど実質 GDP の成長率は鈍くなる傾向があるものの、その影響が持続して経済成長率がマイナスになるほど大きいものではないことを示唆している。

E 結論

近年、先進諸国の公的年金改革では、高齢化の進展に対して、賦課方式を年金財政の主たる財政方式としながらも、制度の持続可能性と経済成長との両立を図るために、積立方式の考え方や積立方式を部分的に含む構造へ変更することが試みられている。保険料率を固定あるいは将来的に固定しつつ、拠出総額に見合うように給付水準を維持するように年金給付を見直す手法は、我が国のみならず、ヨーロッパ諸国の年金改革で採られている手法である。この場合、高齢者の貧困や所得格差が拡大しないようにすることが同時に求められる。

F 健康危険情報 なし

G 研究発表

1. 論文発表

「先進諸国の公的年金改革の展望」『社会保障制度改革—日本と諸外国の選択—』（東京大学出版会）第 1 章, 2005 年 12 月

宮里尚三「企業年金をめぐる国際的潮流

と企業年金の役割・課題」（島崎謙治氏と共著）『海外社会保障研究』第 151 号, 2005 年 6 月

2. 学会発表 なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし

2. 実用新案登録 なし

3. その他 なし

(分担) 研究報告書

資産格差の国際比較—ルクセンブルク資産研究の動向—
(我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究)

分担研究者
小島 克久

(国立社会保障・人口問題研究所応用分析研究部第3室長)

研究要旨：所得格差については、経済協力開発機構（OECD）やルクセンブルク所得研究（以下、LIS）で定められた枠組みの普及等により、包括的な所得格差の国際比較研究が可能になっているところである。その一方で、資産格差については、個々の国や特定の種類の資産を対象とした研究については、多くの蓄積があるが、包括的な国際比較研究はあまり行われてこなかった。そのような中、LISでは、資産格差の包括的な比較研究を可能にすることを目標にして、「ルクセンブルク資産研究」検討グループ（以下、LWS）を設立し、2003年から必要な検討を進め、2005年12月に暫定的なデータベース（β版）の整備状況と、これに基づく各国の資産保有状況について公表した。本研究では、LWSにおける資産統計の整備状況等について概観した。

A. 研究目的

我が国では、所得格差の拡大感が浸透する中、資産格差についても議論がある。しかし、国際比較については、各国のデータを全て入手し、資産の定義等を統一した形という意味での包括的な国際比較についてはあまり行われてこなかった。そのような中、ルクセンブルク所得研究（以下、LIS）では、資産格差の包括的な比較研究を可能にすることを目標にして、「ルクセンブルク資産研究」検討グループ（以下、LWS）を設立し、2003年から必要な検討を進めてきた。その結果、2005年12月に一部の国について個票データベースの整備が済んだβ版が完成し、データが整備された国についての簡単な数値等が速報資料（以下、速報資料）として公表されたところである。

昨年度は、LWSにおける個票データ整備のための検討状況をまとめたところであるが、本論文では、そのフォローアップとして、その速報資料を元に資産格差の個票データベースの整備状況、個票データが整備された国の資産保有状況等について概観した。なお、我が国はLWSには参加していないため、同じ枠組みでの国際比較はできない。しかし、後者について、我が国のデータを参考資料として掲げることが可能な場合は、これを行った。

B. 研究方法

本研究では、LWSから公表されている会議録や資料から、参加国の数の他、個票データの整備状況、変数の統一の状況、資産保有の状況について概観し

た。我が国はLWSには参加していないが、対応する資産項目で相当する我が国のデータがある場合は、そのデータを合わせて示すこととした。それにより、我が国のデータを用いて資産格差の国際比較を行う場合の留意点が明らかになる。

(倫理面への配慮)

本研究は、LWSの公表資料や総務省統計局「全国消費実態調査」、「住宅・土地統計調査」や厚生労働省「国民生活基礎調査」の公表データを用いたものであり、個票データを用いた分析ではない。そのため、個人情報保護等における倫理面での問題は発生しなかった。

C. 研究結果

結果をまとめると以下のようなになる。

- ① 資産格差の包括的な国際比較研究は、これまであまり行われてこなかった。そのような中、ルクセンブルク所得研究（LIS）では、ルクセンブルク資産研究（LWS）の検討グループを設置し、β版と名付けた暫定個票データベースを整備し、2005年12月にこれに基づく速報資料を公表した。
- ② LWSの参加国は2005年12月現在でカナダ、キプロス、フィンランド、ドイツ、イタリア、ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アメリカの9カ国である。しかし、β版では、上記の9カ国の内、カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカの5カ国について1998～2002年の個票データが整備されている。その他の国についても、順次デ

一タを整備する予定である。また、個票データの系列での整備及び参加国の拡充も予定されている。

③β版に基づく資産保有状況（カナダ、フィンランド、イタリア、スウェーデン、アメリカ）について見ると、純資産総額がプラスの世帯の割合はスウェーデンで低く、マイナスの世帯の割合はイタリアで低い。預貯金はスウェーデンで保有世帯の割合が低い、そのスウェーデンでは株式や投資信託を保有している世帯の割合が高い。居住用不動産については、スウェーデン以外で60%台の保有率である。

④我が国はLWSには参加していないが、それぞれ対応する資産項目について調査している官庁統計が複数あり、現段階では、大まかな比較は可能であった。

D. 考察

LWSによる包括的な資産格差の国際比較の枠組みが整いつつあるが、我が国にとって、資産に関する議論が重要な背景の例を挙げると、次のようになる。

①我が国では、高齢者が多くの資産を保有していると言われており、その活用について議論することは、少子・高齢化の中でも社会保障等の財源を確保するためにも重要な点である。

②その一方で、資産保有の状況に大きな格差があり、リバースモーゲージ等の資産活用の仕組みを導入しても、少数の裕福な高齢者に有利な制度の導入の話で終わる可能性もあり、そうした高齢者の資産の活用に係る制度の効果を見ていくという意味から高齢者の資産に着目した議論も必要である。

③我が国では、高齢者が所有する土地や家屋が相続によって、子どもに受け継がれることが多く、豊かな高齢者からその子どもに資産が移転することは、その子ども世代の中で、本人の努力によらない部分で格差が広がることにつながる可能性もある。こうした点から、資産格差についてもその状況を把握し、必要な分析を行う重要性がある。そうした意味からも、今回のLWSによるデータベースの構築は我が国にとっても参考となる資産格差分析のための枠組みを提示してくれるものであるといえる。

E. 結論

今回、LWSにより、暫定的（資産項目の定義の統一、参加国の数等）であるとはいえ、資産格差の分析の国際比較の枠組みが整うこととなった。これまでこうした枠組みがなかった中、このことは非常に高く評価できることであり、LWS参加各国にとって、自国の資産保有や格差の相対的な位置を客観的に

把握することが可能になるばかりでなく、我が国にとっても、資産格差の研究を進める上で大いに参考になるものである。ただし、LWSで整備された資産項目で、相当する我が国のデータが複数の統計にまたがっていることが分かっていた。そのため、仮に、我が国を含めた分析が可能になったとしても、分析が特定の資産に限定される可能性があること、分析結果を見る際にはその点に留意する必要があるものと思われる。

F. 健康危険情報
なし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし

2. 学会発表
なし

H. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
なし

2. 実用新案登録
なし

3. その他
なし

所得格差要因としての所得変動リスクに対する行動

：日本人のリスクに対する行動に関する文献展望

（我が国の所得・資産格差の実証分析と社会保障の給付と負担の在り方に関する研究）

分担研究者 澤田康幸（東京大学大学院経済学研究科）

研究協力者 能勢咲耶（東京大学大学院経済学研究科（現代経済専攻））

研究要旨

所得格差は、各人の所得を構成する所得項目個々の所得変動リスクが異なることによって生じる。このような所得格差要因としての所得変動リスクについては、必ずしも十分な論点整理や分析方法の検討がなされてきたわけではない。したがって、リスクに対する行動に関する文献研究を行うことにより、日本の家計が、自然災害だけでなく、失業、世帯主や家族の事故・病気、経済政策の失敗、政治動乱など家計は予期せぬ様々なリスクに直面していることについて、どのように行動してきたかを展望する。

その結果、我が国では、災害などのリスクに対してはある程度予期されたりリスクであるために、そのリスクに備えて予備的貯蓄が行われている可能性は高く、災害リスクに対して、貯蓄などを用いてリスクを補填するという行動をとることが示唆された。しかし、「家計を担うものの失業」というリスクに対する予備的貯蓄などの備えは十分ではなく、この失業を恒常所得の低下ととらえ、消費平準化の結果、消費水準を減少させる傾向にあることが分かった。

A 研究目的

所得格差は、各人の所得を構成する所得項目個々の所得変動リスクが異なることによって生じる。このような所得格差要因としての所得変動リスクについては、必ずしも十分な論点整理や分析方法の検討がなされてきたわけではない。したがって、リスクに対する行動に関する文献研究を行うことにより、日本の家計が、自然災害だけでなく、失業、世帯主や家族の事故・病気、経済政策の失敗、政治動乱など家計は予期せぬ様々なリスクに直面していることについて、どのように行動してきたかを展望する。

B 研究方法

文献サーベイ

（倫理面への配慮）

個人情報扱っていないので、特に倫理的配慮が必要な点はない。

C 研究結果

日本人は主に自分の貯蓄の取り崩しによってリスクに対処し、借入れ、保険などにはそれほど頼らない」ということが分かった。しかし、自己保険は非効率的であり、借入れ市場、保険市場、社会保険制度などが完備していないがために、人々が自己保険に頼っているのだとしたら、これらの市場・制度を整備すべきであり、整備す